○小田原市環境部環境保護課所管に係る補助金交付要綱

(昭和56年 4月 1日)

小田原市環境部環境保護課所管に係る補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市環境部環境保護課が所管する補助金の交付について、小田原 市補助金の交付等に関する規則(昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。) に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めると おりとする。

(交付申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項に規定する交付申請は、交付申請書(様式第1号)によるものとし、提出期限並びに同条第2項及び第3項の規定による交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

(交付決定の審査基準)

第4条 規則第5条第1項に規定する書類の審査及び現地調査等の審査基準は、別表に定めるとおりとする。

(交付条件)

- 第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。
 - (1) 100万円以上の補助金にあたっては、補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の50パーセント以内の変更については、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければな らない。
 - (4) 市長が補助事業の内容及び補助金の使途について報告書を求めるときは、速やかに資料を提出すること。
 - (5) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(変更等の承認)

第6条 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、補助事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第2号)に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃

止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

(決定通知書)

- 第7条 規則第7条の規定による補助金等交付決定通知書の様式は、補助金等交付決定通知書(様式第3号)に定めるとおりとする。
- 2 補助金の交付をしない決定をしたときは、補助金等不交付決定通知書(様式第4号)に より通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を 受理した日から10日を経過する日までとする。

(交付決定取消通知等)

第9条 規則第9条第3項又は第16条第4項の規定による交付決定の全部若しくは一部の 取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、補助金等交付決定(一部)取消・ 変更通知書(様式第5号)によるものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

(状況報告)

- 第11条 規則第11条に規定する状況報告は、状況報告書(様式6号)によるものとする。
- 2 状況報告書の提出期限は、別表に定めるとおりとする。

(補助事業の遂行の指示)

第12条 規則第12条の規定により、市長が補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対し補助事業の遂行を指示するときは、指示書(様式第7号)によるものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書(様式第8号)によるものとし、同報告書に添付を要する書類及び提出期限は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額の確定)

- 第14条 規則第14条に規定する書類の審査及び現地調査等の審査基準は、別表に定める とおりとする。
- 2 前項による審査の結果、補助事業の内容と成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれ に付した条件に適合すると認めたときは、市長は、交付すべき補助金の額を確定し、補助 金額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業者への指示)

第15条 規則第15条第1項の規定により、市長が補助事業者に対し、補助事業を補助金 の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をとるべきことを指示 するときは、指示書(様式第7号)によるものとする。

(補助金の返環)

第16条 規則17条の規定により、市長が補助事業者に対し、補助金の返還をさせるときは、補助金返還通知書(様式第10号)によるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第18条ただし書の規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、市長が定める財産の種類は、別表のとおりとする。

(書類の整備等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、 当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の 翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

- **第19条** 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
 - (2) 代表者を変更したとき。
 - (3) 鳥獣保護管理対策事業費補助金のうち防護柵設置事業にあっては、工事に着手したとき。
 - (4) 鳥獣保護管理対策事業費補助金のうち防護柵設置事業にあっては、財産を破損し、又は亡失したとき。

附則

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用 する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 小田原市公衆浴場育成費補助金交付要綱(昭和48年4月1日制定)
 - (2) 小田原市公衆浴場施設整備費補助金交付要綱(昭和55年4月1日制定)
 - (3) 小田原市中小企業公害除去施設補助金交付要綱(昭和46年4月1日制定)
 - (4) 小田原市美化運動推進地区補助金交付要綱(昭和46年7月1日制定)

附 則(昭和57年4月1日)

この要綱は、昭和57年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に交付決定する補助金から適用する。

附 則(昭和58年3月16日)

この要綱は、昭和58年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に交付決

定する補助金から適用する。

附 則 (昭和59年4月1日)

この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に交付決定する補助金から適用する。

附 則(昭和61年4月1日)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行し、改正後の別表2の規定は、同日以後に交付 決定する補助金について適用する。

附 則 (昭和61年7月1日)

この要綱は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月1日)

この要綱は、昭和63年4月1日から施行し、改正後の別表2の規定は、同日以後に交付 決定する公衆浴場施設整備費補助金について適用する。

附 則(平成元年4月1日)

この要綱は、平成元年4月1日から施行し、改正後の別表2の規定は、同日以後に交付決定する小田原市公衆浴場施設整備費補助金について適用する。

附 則(平成2年4月1日)

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に交付決定する補助金について適用する。

附 則(平成3年4月1日)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日)

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、改正後の別表2の規定は、同日以後に交付決定する小田原市公衆浴場施設整備費補助金について適用する。

附 則(平成5年5月1日)

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月1日)

- 1 この要綱は、平成12年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に、当該事業の目的と合致する事業を開始し、かつ、施行日においてその事業を継続していると市長が認める場合は、その事業を開始した日から補助の対象とする。
- 3 改正後の別表の5の規定にかかわらず、平成12年度にあっては、鳥獣保護管理対策事業費補助金交付申請書の提出期限を9月29日とする。

附 則 (平成15年4月1日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月8日)

この要綱は、平成26年12月8日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月1日)

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

5 野良猫の去勢・不妊手術費補助金

補助金交付の目的 防止する。	る法人を表力を
小田原市の住民基本台帳に記録されている者で、かつの各号全てに該当する者 (1)申請時において、満20歳以上である者 (2)市税を完納している者 (3)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関す 律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する 団員をいう。)でない者 (4)申請する年度において市内に生息する野良猫を保護しらの飼い猫として飼養する者で、当該猫に去勢・不妊等を行う者 (5)同一年度内において、当該補助金の申請を行っていな 申請する年度において市内に生息する野良猫を自らの飼い猫 て飼養する場合における、当該猫1頭分の去勢・不妊手術費 一部。ただし、本補助金の交付決定後30日以内(交付決定が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで)に行勢・不妊手術に限る。 オス2,000円、メス3,000円 補助金額だだし、手術費用が上記金額に満たない場合は、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。 構助を申請する年度の2月末日(ただし、当該日が土曜日又 機出期限 曜日にあたる場合にあっては、その翌日) 1 申請者の生年月日が分かる書類の写し	る法力
(1) 申請時において、満20歳以上である者 (2) 市税を完納している者 (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関す 律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する 団員をいう。)でない者 (4) 申請する年度において市内に生息する野良猫を保護しらの飼い猫として飼養する者で、当該猫に去勢・不妊等を行う者 (5) 同一年度内において、当該補助金の申請を行っていな申請する年度において市内に生息する野良猫を自らの飼い猫で飼養する場合における、当該猫1頭分の去勢・不妊手術費一部。ただし、本補助金の交付決定後30日以内(交付決定が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで)に行勢・不妊手術に限る。 オス2,000円、メス3,000円 補助金額にだし、手術費用が上記金額に満たない場合は、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。 種助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。 構助を申請する年度の2月末日(ただし、当該日が土曜日を雇用にあたる場合にあっては、その翌日) 1 申請者の生年月日が分かる書類の写し	暴力、自
(2) 市税を完納している者 (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関す 律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する 団員をいう。)でない者 (4) 申請する年度において市内に生息する野良猫を保護しらの飼い猫として飼養する者で、当該猫に去勢・不妊等を行う者 (5) 同一年度内において、当該補助金の申請を行っていな申請する年度において市内に生息する野良猫を自らの飼い猫で飼養する場合における、当該猫1頭分の去勢・不妊手術費者が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで)に行勢・不妊手術に限る。 オス2,000円、メス3,000円 補助金額ただし、手術費用が上記金額に満たない場合は、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。 権助を申請する年度の2月末日(ただし、当該日が土曜日又 曜日にあたる場合にあっては、その翌日) 1 申請者の生年月日が分かる書類の写し	暴力、自
(3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関す 律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する 団員をいう。)でない者 (4)申請する年度において市内に生息する野良猫を保護しらの飼い猫として飼養する者で、当該猫に去勢・不妊等を行う者 (5)同一年度内において、当該補助金の申請を行っていな申請する年度において市内に生息する野良猫を自らの飼い猫で飼養する場合における、当該猫1頭分の去勢・不妊手術費一部。ただし、本補助金の交付決定後30日以内(交付決定が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで)に行勢・不妊手術に限る。 オス2,000円、メス3,000円 補助金額に満たない場合は、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。) 様出期限間上にあたる場合にあっては、その翌日) 1申請者の生年月日が分かる書類の写し	暴力、自
# 助 対 象 者	暴力、自
団員をいう。)でない者 (4)申請する年度において市内に生息する野良猫を保護しらの飼い猫として飼養する者で、当該猫に去勢・不妊等を行う者 (5)同一年度内において、当該補助金の申請を行っていな申請する年度において市内に生息する野良猫を自らの飼い猫で飼養する場合における、当該猫1頭分の去勢・不妊手術費一部。ただし、本補助金の交付決定後30日以内(交付決定が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで)に行勢・不妊手術に限る。 オス2,000円、メス3,000円 補助金額に満たない場合は、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。 種助を申請する年度の2月末日(ただし、当該日が土曜日又曜日にあたる場合にあっては、その翌日) 1 申請者の生年月日が分かる書類の写し	、自
(4) 申請する年度において市内に生息する野良猫を保護しらの飼い猫として飼養する者で、当該猫に去勢・不妊等を行う者 (5) 同一年度内において、当該補助金の申請を行っていな申請する年度において市内に生息する野良猫を自らの飼い猫で飼養する場合における、当該猫1頭分の去勢・不妊手術費一部。ただし、本補助金の交付決定後30日以内(交付決定が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで)に行勢・不妊手術に限る。 オス2,000円、メス3,000円 補助金額に満たない場合は、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。種助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。種助を申請する年度の2月末日(ただし、当該日が土曜日又は明しては、その翌日) 1 申請者の生年月日が分かる書類の写し	•
らの飼い猫として飼養する者で、当該猫に去勢・不妊等を行う者 (5)同一年度内において、当該補助金の申請を行っていな申請する年度において市内に生息する野良猫を自らの飼い猫で飼養する場合における、当該猫1頭分の去勢・不妊手術費一部。ただし、本補助金の交付決定後30日以内(交付決定が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで)に行勢・不妊手術に限る。 オス2,000円、メス3,000円 補助金額ただし、手術費用が上記金額に満たない場合は、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。を提出期限配置日本のと対し、当該日が土曜日本のは、その翌日) は出期限配置日本の生年月日が分かる書類の写し	•
等を行う者 (5) 同一年度内において、当該補助金の申請を行っていな申請する年度において市内に生息する野良猫を自らの飼い猫で飼養する場合における、当該猫1頭分の去勢・不妊手術費一部。ただし、本補助金の交付決定後30日以内(交付決定が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで)に行勢・不妊手術に限る。 オス2,000円、メス3,000円 補助金額ただし、手術費用が上記金額に満たない場合は、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。 交	手術
(5) 同一年度内において、当該補助金の申請を行っていない申請する年度において市内に生息する野良猫を自らの飼い猫で飼養する場合における、当該猫1頭分の去勢・不妊手術費一部。ただし、本補助金の交付決定後30日以内(交付決定が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで)に行勢・不妊手術に限る。 オス2,000円、メス3,000円 補助金額にだし、手術費用が上記金額に満たない場合は、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。を対し、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。) は、対しては、対しては、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。) は、対しては、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。) は、対しては、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。) は、対しては、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。) は、対しては、手術費用をとする。 は、対しては、手術費用をとする。 は、対しては、手術費用をとする。 は、対しては、手術費用をとする。 は、対しては、手術費用をとする。 は、対しては、手術費用をとする。 は、対しては、対しては、手術費用をとする。 は、対しては、手術費用をとする。 は、対しては、手術費用をとする。 は、対しては、手術費用をとする。 は、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	
申請する年度において市内に生息する野良猫を自らの飼い猫 て飼養する場合における、当該猫1頭分の去勢・不妊手術費 一部。ただし、本補助金の交付決定後30日以内(交付決定 が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで)に行 勢・不妊手術に限る。 オス2,000円、メス3,000円 補助金額ただし、手術費用が上記金額に満たない場合は、手術費用を とする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。 種助を申請する年度の2月末日(ただし、当該日が土曜日又 曜日にあたる場合にあっては、その翌日) 1 申請者の生年月日が分かる書類の写し	
て飼養する場合における、当該猫1頭分の去勢・不妊手術費 一部。ただし、本補助金の交付決定後30日以内(交付決定 が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで)に行 勢・不妊手術に限る。 オス2,000円、メス3,000円 額ただし、手術費用が上記金額に満たない場合は、手術費用を とする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。 種 出 期 限 報助を申請する年度の2月末日(ただし、当該日が土曜日文 曜日にあたる場合にあっては、その翌日) 1 申請者の生年月日が分かる書類の写し	い者
補 助 対 象 事 業一部。ただし、本補助金の交付決定後30日以内(交付決定が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで)に行勢・不妊手術に限る。 オス2,000円、メス3,000円 補 助 金 額ただし、手術費用が上記金額に満たない場合は、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。相助を申請する年度の2月末日(ただし、当該日が土曜日を曜日にあたる場合にあっては、その翌日) 1 申請者の生年月日が分かる書類の写し	とし
が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで)に行 勢・不妊手術に限る。 オス2,000円、メス3,000円 補 助 金 額 ただし、手術費用が上記金額に満たない場合は、手術費用を とする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。 交 提 出 期 限	用の
対ス2,000円、メス3,000円 オス2,000円、メス3,000円 オス2,000円、メス3,000円 オス2,000円、メス3,000円 オス2,000円、メス3,000円 オス2,000円、メス3,000円 大でし、手術費用が上記金額に満たない場合は、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。	の日
オス2,000円、メス3,000円 オス2,000円、メス3,000円 額 ただし、手術費用が上記金額に満たない場合は、手術費用をとする。 (補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。	う去
補 助 金 額 ただし、手術費用が上記金額に満たない場合は、手術費用をとする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。	
世上する。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。 交 提出期限 福日にあたる場合にあっては、その翌日) 1 申請者の生年月日が分かる書類の写し	
交 提 出 期 限 補助を申請する年度の2月末日(ただし、当該日が土曜日又	
提 出 期 限 曜日にあたる場合にあっては、その翌日) 1 申請者の生年月日が分かる書類の写し)
付 曜日にあたる場合にあっては、その翌日) 1 申請者の生年月日が分かる書類の写し	.は日
申 添付書類2 手術前の猫の写真(全身・手術予定箇所・耳)	
請 3 その他市長が必要と認める書類	
申請内容が補助の要件(補助対象者・補助対象事業で定めて	いる
書 ^{番 査 基 準} 項目)を満たしているか。	
交 付 の 時 期 実績報告書受理後30日以内	
実 去勢・不妊手術実施後30日以内若しくは補助対象手術の実	
提 出 期 限 の属する年度の末日のいずれか早い日。	施日
績 エル ま 紅 1 去勢・不妊手術費の領収書	施日
添付書類2 手術後の猫の写真(全身・手術箇所・耳)	施日
報 1 実績報告の内容が補助の要件(補助対象者・補助対象事	施日
定めている項目)を満たしているか。	
告 審 査 基 準 2 補助金交付決定の日から起算して30日以内(交付決定	
が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで)	業で
書の申請に係る野良猫の去勢・不妊手術を実施しているか	業で

財産処分の制限	特になし				
---------	------	--	--	--	--

様式第1号(第3条関係) その3

(野良猫の去勢・不妊手術費補助金用)

野良猫の去勢・不妊手術費補助金交付申請書						
				年	月	目
小田原市長 様						
(申請者)	郵便番号	_	〒 小田原市			
	ふりがた	Ĩ				
	氏 名	,				ED
	電話番号	<u>1.</u> 7				
	生年月日	1		年	月	日生
	性 另	IJ	(男	· 女)		
補助金の交付申請をします。 補助金額 飼い主のいない猫を捕獲した場	易所 <u>小</u>	円、田原市				
捕獲日 月	日	(オス猫	i ・ メ	ス猫)		
施術後、猫を飼養する場所 (屋内・屋外 (小田原市 付近)) ※去勢・不妊手術後、屋外で飼養する場合は、識別のため、猫の片方の耳の端にVの字の形等に小さくカットを入れること。						
猫のカラー写真(カラー印刷す	J)					
補助金申請に当たり、次の3点 ① 市税納付状況を確認する ② 暴力団又は暴力団員でな 奈川県警察本部に照会す	ため、市 いことを	税担当部	署に申請す			-
かハハトロボイサリーボム	9 C C o					

③ 手術の実施にあたって生じた問題については、申請者が一切の責任を負うこと。

様式第2号(第6条関係)その1

(公衆浴場利用促進事業費補助金、小田原市公衆浴場施設整備費補助金及び和留沢地区 水道施設整備費補助金及び野良猫の去勢・不妊手術費補助金用)

補	前事業変更・	中止・廃止	:承認申請書	月	日
小田原市長 様					
		氏名	(又は所在5	表者氏	® 名)
年 月 日付けれる補助事業を次のとおりる えて申請します。					
1 変更・中止・廃止の内	内容				
事 業 内 容					
変更・中止・廃止前					
変更・中止・廃止後					
2 変更・中止・廃止の理	里由				
(22.)	LAHL HAVIES			 a 2	. 5-1

(注) 100万円未満の補助事業については変更の承認を受ける必要がないので、「変更」の字句は不要。

様式第3号(第7条関係) その3

(野良猫の去勢・不妊手術費補助金用)

野良猫の去勢・不妊手術費補助金交付決定通知書

小田原指令第 号

年 月 日

様

小田原市長

囙

年 月 日付けで申請のあった野良猫の去勢・不妊手術費補助金については、次のとおり決定したので、小田原市補助金の交付等に関する規則(以下「規則」という。)第7条第1項の規定により通知する。

- 1 補助金額 円
- 2 補助対象事業の内容この補助金の対象となる事業は、 年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 規則及び小田原市環境部環境保護課所管に係る補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の定めに従うこと。
- (5) 去勢・不妊手術後、屋外で飼養する場合は、手術が実施済であることが識別できるように猫の片方の耳の端にVの字の形等に小さくカットを入れるように獣医師に依頼すること。
- 4 この補助金を他の用途に使用し、又は法令、補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 5 この補助金の交付決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知を受理した日から10 日を経過する日までの間申請を取り下げることができる。
- 6 この補助金に係る補助事業が完了したときは、速やかに要綱に掲げる書類を添付して実績報告書 を市長に提出しなければならない。
- 7 住所又は氏名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

様式第6号(第11条関係)その1

(公衆浴場利用促進事業費補助金、小田原市公衆浴場施設整備費補助金及び和留沢地区 水道施設整備費補助金及び野良猫の去勢・不妊手術費補助金用)

	状況報	告書			
			年	月	日
小田原市長 様					
		は所在地 (法人等にあって)	は名称及び代	表者氏	名)
年 月 日 [/] 助金に係る補助事業の します。		第 号で交付を 日における実施		とおり	補報告
1 補助事業の執行状況					
2 補助事業の経費の執行	火 況				

様式第8号(第13条関係) その3

(野良猫の去勢・不妊手術費補助金用)

野良猫の去勢・不妊手術費補助金実績報告	宇書
小田原市長 様	年 月 日
7. 田 赤 印 及 一 保	
(申請者)住所	小 田 原 市
ふりがな	
氏 名	<u>(ii)</u>
電話番号	
年 月 日付け第 号で交付決定を受けた関 術費補助金にかかる補助事業の実績について、関係書類を認 ・添付書類	
1 不妊手術又は去勢手術費用の領収書 ※領収書は、原	本を提出してください。
2 手術後の猫のカラー写真(全身、手術箇所、耳)※	
・猫の飼養場所(屋内 ・ 屋外(小田原市	付近))